

# 平成30年7月豪雨災害対策の検証に基づく今後の対応について

平成30年8月27日  
7月豪雨災害検証会議

## 1 避難勧告等の発令について

平成30年7月豪雨では、京都府内の避難勧告・避難指示（緊急）の対象者は、それぞれ最大で約62万人であったが、実避難者は4,237人とどまった。垂直避難など屋内安全確保行動をとった者も少なくないと考えられるが、住民の大多数は自治体が避難勧告等を発令しても、避難行動を起こさなかったことから、今後、避難勧告等の発令にあたっては、住民の避難行動につながるよう、あらかじめ以下のことに留意して対応する。

- (1) 避難勧告等の発令については、「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府）に基づいた対応を原則とするが、今回のように避難勧告等を発令する前に特別警報が発表された場合には、危険と想定される地域を特定し、直ちに避難指示（緊急）を発令する。
- (2) 夜間に豪雨が見込まれる場合には、危険と想定される地域に対し、できる限り日が暮れるまでに避難所・避難場所等を開設し、自主避難の呼びかけを行うとともに、避難情報の発令を検討する。また、夜間や豪雨で外出が危険な場合に避難勧告等を発令せざるを得ないときは、併せて近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保を呼びかける。
- (3) 災害級の豪雨が見込まれる時は、例えば「平成16年台風第23号に匹敵する豪雨が見込まれる」など、気象台からの情報に基づいて過去に経験した災害を挙げ、危険が差し迫っていることを想起させる表現で住民に注意喚起を行うよう努める。
- (4) 緊急速報メールを活用して避難勧告等を発令する場合には、簡潔で分かり易い表現に努めるものとする。このため、住民が水害ハザードマップの意味を理解し、豪雨時に「〇〇川氾濫の危険」という情報を得ただけで、避難する必要があるかどうかを自ら判断できるよう、住民啓発に努める。
- (5) 要配慮者の避難支援については、福祉部門と連携し、平時のみならず大雨が見込まれる時においても、介護保険事業所のホームヘルパー等から早期避難の啓発や呼びかけなどの協力を求める。
- (6) ダムの管理者から異常洪水時防災操作を行うという連絡があった場合には、各市町村においても、速やかに住民に周知するとともに、その後のダムの放流量等も考慮して避難勧告等の発令を検討する。

- (7) 7月豪雨災害により土砂災害等の被害があった地域においては、被災の程度や復旧状況を勘案し、避難勧告等の発令基準を緩和した暫定基準により運用する。

## 2 避難行動タイムラインの普及について

災害発生のおそれがあるときは、市町村の避難勧告等が発令された場合はもちろん、発令前であっても、地域の状況により住民が自らの判断で自発的に避難行動をとることが重要であり、住民の避難行動タイムラインの作成を普及させることが求められている。

まずは7月豪雨で被災した地域において、被害がどのように広がったのか、各住民はどのように行動したのか、どの時点で避難を開始すべきであったのか等について、住民の記憶が鮮明なうちに振り返りを行い、避難行動のタイムラインを作成することとし、これをモデルとして他地域への普及を図るものとする。

自治会等によるタイムラインの作成にあたっては、避難が遅れ、避難所・避難場所にたどり着けない場合も想定し、地域内で比較的安全な住宅や施設など、避難できる場所もあわせて定めておくよう働きかける。

## 3 その他

- (1) 大雨等による交通遮断により、職員等が出勤できなくなる可能性があるときは、災害拠点病院など関係機関に注意喚起を行う。また、災害対応で職員を参集させる際には、天候の悪化が懸念される場合や雨量が道路の事前通行規制等の基準値に達することが見込まれる場合には、参集途上で職員が被災することのないよう、早めに動員の指示を行う。
- (2) 道路の通行止めや復旧に関する情報は、孤立地域の救援活動や停電対応等ライフラインの復旧作業に不可欠であり、また、住民からの問い合わせも多いことからできる限り府・市町村間で情報を共有する。
- (3) 自治体の防災情報サイトについては、アクセスが集中すると閲覧できなくなることから、ミラーサイトの構築などこれに備えた対応を行う。
- (4) 指定緊急避難場所の開設期間が長期化する場合に備え、あらかじめ避難場所の運営方法等についてのルールを決めておくとともに、住民に対し、避難する際にはできるだけ水や食料などを持参するよう呼びかける。
- (5) 孤立する可能性がある地域については、避難所・避難場所に水・食料の備蓄のほか通信手段や非常用電源の配備を進める。
- (6) 宿泊施設が所在する地域に避難勧告等が発令する場合には、宿泊客等の避難場所の確保が必要となることから、あらかじめ外国人観光客の対応も含め、受入体制の検討を行う。